

新規転入者の
マイホーム作りを
応援します！

住宅建設 & 住宅購入助成金

※10万円は市内商品券での助成となります。



Point 3



降灰掃除の必需品
を贈呈いた
します！

助成ポイントは
3つあるのじゃ！

子育て転入世帯

150 万円

Point
1

転入世帯

100 万円

Point 2

16 万円相当

11メニューから
選べるオプション
もついてくる！



垂水市住宅取得費等 助成金交付事業

◎事業趣旨／本事業は、定住人口の増加を図るため転入者で自ら居住するために市内に住宅を建設・購入された方に対し、住宅建設・購入費用の一部を助成する事業です。

1 助成要件

次の①～④の全ての要件を満たす方

- ①平成 29 年 4 月 1 日以降に、市内で自らが居住するための一戸建て住宅を建設又は購入し、引き渡しを受けた方
※住宅取得費用が 500 万円以上のもの
- ②引き渡しを受けた時点で、本市に転入してから 2 年以内の方（住宅に居住する世帯員全員が該当する場合のみ。）
- ③市税を滞納していない方
- ④過去に本助成金の交付を受けていない方

2 助成額

転入世帯・・・100万円

子育て転入世帯・・・150万円

※助成額のうち 10 万円は市内商品券で助成。

※子育て転入世帯とは、転入者のうち、申請書を提出する時点において、世帯内に中学生以下の子どもがいる世帯又は妊婦のいる世帯といたします。

3 オプションメニュー

次のうち 1 つをお選びいただけます。

- ①垂水フェリー定期券助成
- ②家電製品購入助成
- ③サンルーム設置助成
- ④車庫設置助成
- ⑤倉庫設置助成
- ⑥住宅用太陽光発電設置助成
- ⑦自家用自動車購入助成
- ⑧電動自転車購入助成
- ⑨自動二輪車購入助成（電動機付自転車を含む）
- ⑩引越し費用助成
- ⑪その他市長が適当と認めるもの

4 申請の流れ

申請者／交付の申請

住宅取得から 6 か月以内に次の書類を提出。

- ①住宅取得費等助成金交付申請書（第 1 号様式）
- ②住宅の位置図及び各階平面図
- ③住宅の登記事項証明書
- ④住民基本台帳法に基づく世帯全員の住民票
- ⑤申請者及び同居世帯員のうち納税義務のある者の市税納税証明書
- ⑥工事請負契約書又は売買契約書等の写し
- ⑦附属助成（オプションメニュー）の確認書類
※上記⑦は同時申請の場合

垂水市／交付決定又は不交付決定

受付後、交付申請の書類審査と必要に応じた現地調査等を行います。交付を決定した場合は、助成金交付決定通知書兼確定通知書（第 2 号様式）を市役所から申請者あてに送付します。

※審査の結果、助成金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して、住宅取得費等助成金不交付決定通知書（第 3 号様式）を通知します。

申請者／助成金の請求

交付決定の日から 30 日以内に助成金交付請求書（第 4 号様式）をご提出ください。

垂水市／助成金の交付

請求により、助成金を支払います。